

平成14事業年度

# 業 務 報 告 書

自 平成14年 4月 1日

至 平成15年 3月31日

日 本 育 英 会

\*\*\*\*\* 目 次 \*\*\*\*\*

1. 日本育英会の概要

(1) 事業等の内容	1
(2) 事業所の所在地	2
(3) 基金の状況	2
(4) 役員 of 状況	2
(5) 職員の定数	3
(6) 法人の沿革	3
(7) 設立根拠法	3
(8) 主務大臣	3
(9) 評議員会	3

2. 日本育英会の業務成果

(1) 当該年度の事業の実施状況	6
① 奨学金の貸与	6
② 奨学生の補導	8
③ 返還金の回収	9
④ 育英寄付金	10
(2) 借入金額の状況	11
(3) 国庫補助金等の状況	11
(4) 日本育英会が対処すべき課題	12

別表 1 学種別奨学金貸与状況	15
-----------------	----

別表 2 奨学金の貸与月額	16
---------------	----

別表 3 奨学金の補導状況	17
---------------	----

別表 4 返還金の回収状況	18
---------------	----

別表 5 奨学金返還免除額	20
---------------	----

別表 6 借入金及び国庫補助金等の状況	21
---------------------	----

## 1. 日本育英会の概要

### (1) 事業等の内容

日本育英会は、日本育英会法に基づいて設立され、優れた学生及び生徒であって経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与することを目的としている。(日本育英会法第1条)

学資の貸与を受ける者を奨学生といい、貸与した学資を奨学金という。

主な業務は、奨学金の貸与、奨学生の補導及び貸与した奨学金の回収である。(日本育英会法第21条)

#### ① 資金

日本育英会の事業資金は、国の一般会計・財政融資資金からの借入金及び財投機関債(「日本育英会債券」)の発行により金融市場から自己調達した資金並びに奨学生であった者からの返還金で構成されている。

#### ② 奨学金の貸与

##### ア 奨学金の種類

奨学金には、無利子貸与の第一種奨学金と有利子貸与の第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金)とがある。

第一種奨学金は、高等学校・短期大学・大学・大学院・高等専門学校・専修学校(高等課程・専門課程)に在学する学生及び生徒を対象とし、第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金)は、短期大学・大学・大学院・高等専門学校(4・5年)・専修学校(専門課程)の学生及び生徒を対象としている。

第一種奨学金は、特に優れた学生及び生徒で、経済的理由により著しく修学困難な者に貸与し、第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金)は、第一種奨学金の場合より緩和された基準によって選考された者に貸与する。

##### イ 奨学生の採用

学校長の推薦を受けた申込者について、日本育英会が選考のうえ採否を決定する。

なお、第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金)の場合は、当該学校長に選考を委任することとし、学校長が適当と認めた者について日本育英会が採用を決定する。

その選考においては、人物・健康・学力・家計について、第一種奨学金及び第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金)のそれぞれの基準に照らして行い、資金計画の範囲内で採用する。

##### ウ 奨学生の募集及び申込

奨学生の募集は、原則として毎年春に在学する学校を通じて行うこととしている。

なお、進学前に奨学生採用候補者として募集、選考、決定し、進学後奨学生として採用する予約採用の制度をあわせて実施している。

#### ③ 奨学生の補導

在学中は奨学生として勉学に励みながら充実した学生生活を送り、卒業後は貸与を受けた奨学金の返還を滞りなく履行するよう、学校の協力を得て奨学生の補導に努めている。

#### ④ 返還金の回収

貸与が終了した奨学生からは、20年以内の月賦又は月賦・半年賦併用等の割賦により、原則として郵便局又は銀行・信用金庫・労働金庫の口座から自動引落しの方法で返還金を回収する。

⑤ 返還免除

奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は心身の障害によって返還ができなくなったとき、また、大学院の第一種奨学生であった者が教育又は研究の職に所定の期間従事したときは、返還未済額の一部又は全部の返還を願出により免除することができる。

(2) 事務所の所在地

- ① 本部 〒162-8412 東京都新宿区市谷本村町10-7  
電話 03-3269-4261 (大代表)
- ② 東京支所 〒162-8431 東京都新宿区市谷本村町10-7  
電話 03-3269-4261 (大代表)
- ③ 名古屋支所 〒460-8691 名古屋市中区上前津2-1-30 (上前津ビル内)  
電話 052-322-5208 (代表)
- ④ 大阪支所 〒540-8502 大阪府中央区上町A-12 (建設保証ビル内)  
電話 06-6762-5975 (代表)
- ⑤ 支部 各都道府県の県庁所在地

(3) 基金の状況

日本育英会の基金は、37億100万円で、国がその全額を出資している。

上記基金のほか、恩賜金100万円を恩賜基金として管理している。(日本育英会の財務及び会計に関する省令第19条)

(単位：千円)

平成12事業年度末	平成13事業年度末	平成14事業年度末	前年比増減
3,701,000	3,701,000	3,701,000	0

(4) 役員の状況

役員の定数は、会長1人、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内である。会長及び理事長並びに監事は文部科学大臣が任命し、理事は会長が文部科学大臣の認可を受けて任命する。

平成15年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

区分	氏名	任期	略歴
会長 (非常勤)	加藤 秀俊	平成14年1月1日～ 平成16年12月31日	昭和63年4月 放送教育開発センター所長 平成8年11月 国際交流基金日本語国際センター所長
理事長	内田 弘保	平成14年8月1日～ 平成17年7月31日	平成7年9月 奈良国立博物館長 平成12年4月 文化庁顧問
理事	板橋 一太	平成13年1月19日～ (平成15年1月19日再任) 平成15年1月18日	平成9年7月 九州大学事務局長 平成11年4月 東京大学事務局長
理事	森野 嘉嗣	平成13年7月1日～ 平成15年6月30日	平成7年4月 日本育英会人事課長 平成10年10月 日本育英会総務部長
理事	沖吉 和祐	平成14年1月16日～ 平成16年1月15日	平成8年7月 北海道大学事務局長 平成9年11月 筑波技術短期大学副学長

理事	藤田 貢	平成 14 年 12 月 19 日～ 平成 16 年 12 月 16 日	平成 10 年 6 月 東京電力(株)本店業務管理部長 平成 13 年 6 月 東京電力(株)理事兼本店総合研 修センター所長
監事	安江 國浩	平成 14 年 12 月 17 日～ 平成 16 年 12 月 18 日	平成 10 年 11 月 早稲田大学理事(兼) 人事部長平 成 12 年 11 月 早稲田大学常任理事
監事 (非常勤)	鮎川 恭三	平成 13 年 8 月 1 日～ 平成 15 年 7 月 31 日	昭和 59 年 4 月 愛媛大学工学部長 平成 9 年 3 月 愛媛大学長 平成 15 年 2 月 (愛媛大学長退任)

\*平成 14 事業年度途中の退任者

理事長	川村 恒明	平成 7 年 1 月 3 日～ (平成10年1月3日再任) (平成13年1月3日再任) 平成 14 年 7 月 31 日	平成 2 年 7 月 文化庁長官 平成 4 年 10 月 国立科学博物館長
理事	川松 清	平成 13 年 12 月 17 日～ 平成 14 年 12 月 16 日	平成 4 年 4 月 公害等調整委員会事務局審査官 平成 7 年 7 月 (財)地球産業文化研究所理事・事 務局長
監事	今井 半	平成11年12月1日～ (平成13年12月1日再任) 平成 14 年 12 月 18 日	平成 6 年 11 月 早稲田大学総務部長 平成 8 年 12 月 早稲田大学常任理事

(5) 職員の定数

(単位：人)

平成 12 事業年度末	平成 13 事業年度末	平成 14 事業年度末	前年比増減
4 8 2	4 7 7	4 5 7	△ 2 0

(6) 法人の沿革

- ① 日本育英会は、昭和 18 年 10 月 18 日に財団法人大日本育英会として創立され、翌昭和 19 年大日本育英会法(昭和 19 年法律第 30 号)の公布・施行により同年 4 月 20 日に特殊法人として設立された。昭和 28 年 8 月に奨学金の返還免除制度を創設するとともに、名称を日本育英会に改めた(昭和 28 年法律第 204 号)。昭和 59 年 8 月には、従来的一般貸与と特別貸与を一本化して発足した第一種奨学金制度のほか、第二種奨学金制度の創設など制度全般の整備改善を内容とする日本育英会法の全部改正(昭和 59 年法律第 64 号)が行われた。

平成 10 年 3 月に、大学院で受けた第一種奨学金を除き、教育職に従事したときに奨学金の返還が免除される制度を廃止すること等を内容とする日本育英会法の一部改正(平成 10 年法律第 28 号)が行われた。

また、平成 11 年 4 月には第二種奨学金制度が抜本的に拡充され、「きぼう 21 プラン奨学金」制度が創設された。

なお、平成 13 年 12 月の「特殊法人等整理合理化計画」の閣議決定により日本育英会は廃止され、その業務は新たな学生支援機構に引継がれることとなっている。

- ② 創立以来、平成 14 事業年度末までの 60 年間の奨学金貸与者は、延べ約 676 万人、貸与総額は約 5 兆 5,438 億円となっている。また、平成 14 事業年度の奨学金の貸与人員及び貸与金額はそれぞれ、約 79 万 2 千人、約 5,225 億 1,153 万円である。

## (7) 設立根拠法

日本育英会法(昭和 59 年法律第 64 号)に基づいて、国の全額出資により設立された特殊法人である。

## (8) 主務大臣

日本育英会は、文部科学大臣が監督する。文部科学大臣は、会長及び理事長並びに監事の任命権をもつほか、事業計画及び予算等の認可、財務諸表等決算の承認、業務方法書の制定改廃の認可等によって日本育英会を監督するとともに、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本育英会に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

なお、文部科学大臣が上記の認可、承認を行うにあたっては、一定の事項については財務大臣と協議しなければならないこととされている。

このほか、日本育英会の業務については、総務省の行政監察及び会計検査院の検査を受けることとなっている。

## (9) 評議員会

日本育英会の業務の運営に関する重要事項を審議するため、評議員会が設置されている。評議員は、日本育英会の業務の適正な運営に関し必要な学識経験を有する者のうちから、文部科学大臣が任命することとなっている。

平成 14 事業年度の開催状況は

### ① 第 113 回評議員会

年月日 平成 14 年 6 月 25 日(火)

場所 日本育英会 会議室

議事

- ア 平成 13 事業年度業務報告及び決算報告等について
- イ 日本育英会業務方法書の一部変更について
- ウ 平成 15 年度概算要求について
- エ 特殊法人改革の進捗状況について
- オ その他

### ② 第 114 回評議員会

年月日 平成 14 年 10 月 3 日(木)

場所 日本育英会 会議室

議事

- ア 新たな学生支援機関の設立構想に関する検討会議「中間取りまとめ(案)」について
- イ 日本育英会業務方法書の一部変更について
- ウ 平成 15 事業年度予算概算要求について

### ③ 第 115 回評議員会

年月日 平成 15 年 3 月 13 日(木)

場所 日本育英会 会議室

議事

- ア 平成 15 事業年度日本育英会事業計画、予算及び資金計画(案)について
- イ 平成 14 事業年度日本育英会事業計画、予算及び資金計画の変更について
- ウ 新たな学生支援機関設立について

平成 15 年 3 月 31 日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員名(五十音順・敬称略)

岡 本 靖 正 (東京学芸大学長)  
柏 木 惠 子 (白百合女子大学教授)  
清 成 忠 男 (法政大学総長)  
倉 地 克 次 (専修大学常務理事)  
黒 羽 亮 一 (常磐大学教授)  
児 玉 隆 夫 (大阪市立大学長)  
篠 沢 恭 助 (国際協力銀行総裁)  
鈴 木 勲 (日本弘道会会長)  
千 田 捷 熙 (都立両国高等学校長)  
福 田 絃 子 (ピアニスト・中村絃子)  
福 田 誠 (全国地方銀行協会副会長・専務理事)  
松 尾 稔 (名古屋大学長)  
村 上 重 美 (日本新聞協会専務理事・事務局長)  
四ツ柳 隆 夫 (宮城工業高等専門学校長)

\* 平成 14 事業年度途中の退任者

生 越 久 靖 (福井工業高等専門学校長)  
松 野 允 彦 (全国地方銀行協会副会長・専務理事)

2. 日本育英会の業務成果

(1) 当該年度の事業の実施状況

① 奨学金の貸与

ア 貸与実績

(ア) 平成 14 事業年度の貸与計画は、第一種奨学金及び第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）をあわせて貸与人員 77 万 3 千人、貸与金額 5,248 億 4,450 万円であったが、貸与実績は下表のとおり、貸与人員 79 万 2 千人、貸与金額 5,225 億 1,153 万円であった。

このうち新規に奨学金を貸与した人員は 27 万 8 千人で、第一種奨学金は 12 万 1 千人（43.6%）、第二種奨学金（きぼう 21 プラン奨学金）は 15 万 7 千人（56.4%）である。

平成 14 事業年度の学種別の奨学金貸与状況及び貸与月額については、別表 1 「学種別奨学金貸与状況」及び別表 2 「奨学金の貸与月額」のとおりである。

区分		平成 12 事業年度		平成 13 事業年度		平成 14 事業年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
貸与人員	第一種奨学金	人	人	人	人	人	人
		(56.8%)	(57.9%)	(54.2%)	(53.2%)	(49.1%)	(48.5%)
		391,770	402,710	396,112	400,428	379,506	384,527
	第二種奨学金	(43.2%)	(42.1%)	(45.8%)	(46.8%)	(50.9%)	(51.5%)
		298,111	292,807	335,007	351,852	393,426	407,893
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
計	689,881	695,517	731,119	752,280	772,932	792,420	
貸与金額	第一種奨学金	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		(51.9%)	(52.0%)	(47.0%)	(47.4%)	(42.6%)	(42.4%)
		223,660,752	223,593,846	229,647,889	227,320,052	223,756,274	221,508,737
	第二種奨学金	(48.1%)	(48.0%)	(53.0%)	(52.6%)	(57.4%)	(57.6%)
		206,973,630	206,785,422	259,053,668	252,383,070	301,088,222	301,002,797
		(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
計	430,634,382	430,379,268	488,701,557	479,703,122	524,844,496	522,511,534	

注) 各欄上段( )内は、貸与人員計又は貸与金額計に対する構成比である。

- (イ) 新規貸与人員のうち、進学の前年度に奨学金貸与候補者（10万1千人、うち第一種奨学金4万3千人、第二種奨学金5万8千人）として決定し、進学とともに奨学生として採用する「予約採用制度」による採用者は7万9千人（第一種奨学金3万7千人、第二種奨学金4万2千人）であった。
- (ウ) また、家計支持者の失職等により家計が急変した場合に、比較的緩やかな条件で第一種奨学金を貸与する「緊急採用制度」による採用者は8千人、緊急採用と同様に家計急変の場合に比較的緩やかな条件で第二種奨学金（きぼう21プラン奨学金）を貸与する「応急採用制度」による採用者は4千人であった。
- (エ) 第二種奨学金（きぼう21プラン奨学金）については、平成14事業年度も希望者が極めて多数に上っている等の実情に鑑み、補正予算において事業費58億6,401万円が追加措置された。

イ 事業費の財源

平成14事業年度における事業費財源の内訳は、次のとおりである。

奨学金の財源		(単位：千円)		
区 分		平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度
第一種奨学金	一般会計借入金	(48.4%)	(46.0%)	(42.9%)
		108,328,787	104,637,269	95,093,630
	貸付回収金充当	(51.6%)	(54.0%)	(57.1%)
		115,265,059	122,682,783	126,415,107
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
		223,593,846	227,320,052	221,508,737
第二種奨学金	財政融資資金	(91.3%)	(91.5%)	(75.7%)
		188,700,000	230,900,000	227,800,000
	日本育英会債券	(-)	(4.0%)	(18.6%)
		—	10,000,000	56,000,000
	貸付回収金充当	(8.7%)	(4.5%)	(5.7%)
		18,085,422	11,483,070	17,202,797
計	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	
		206,785,422	252,383,070	301,002,797
合 計		430,379,268	479,703,122	522,511,534

注) 各欄上段( )内は、第一種奨学金計又は第二種奨学金計に対する構成比である。

② 奨学生の補導

ア 奨学生の適格性の審査

奨学生としての適格性を確保するため、各学校において、奨学生から「奨学金継続願」の提出を求め、その際奨学生の経済状況や平素の生活・学修状況及び学業成績等から奨学生としての適格性を総合的に審査する「適格認定」を実施し、その結果を「適格認定報告」として日本育英会に報告することとしている。

日本育英会は、適格性に問題がある者について、規定に従い、廃止、停止、警告（高等学校及び専修学校高等課程の奨学生には警告の処置はない。）又は激励の処置を行うこととしている。

平成 14 事業年度は、3 万 4,235 人（第一種奨学生にあつては対象奨学生の 3.6%、第二種奨学生にあつては 5.4%）の学生・生徒に対して処置を行った。各学種別等の処置の結果は、別表 3「奨学生の補導状況」のとおりである。

イ チャレンジ 21 事業

日本育英会では、一般の篤志家から寄せられた寄付金を基に、以下の事業を実施している。

(ア) 優秀論文の表彰

奨学生から論文を募集し、優れた論文を執筆した奨学生を表彰するとともに奨励金を授与することにより、奨学生の自己啓発と勉学への一層の精進を促すことを目的に、平成 9 事業年度から事業を開始した。

平成 14 事業年度は「地球環境」をテーマにして論文の募集を行ったところ、841 人から応募があり、審査の結果、下表のとおり 105 人を表彰して奨励金を授与した。

区 分	Aクラス		Bクラス		Cクラス		計
	(高校等)		(学部等)		(大学院)		
	奨励金	人員	奨励金	人員	奨励金	人員	
	千円	人	千円	人	千円	人	
最優秀賞	200	1	500	1	1,000	1	3
優 秀 賞	100	3	300	3	500	3	9
努 力 賞	70	5	200	15	300	8	28
佳 作	50	15	100	35	200	15	65
計	—	24	—	54	—	27	10

(イ) 奨学生の集いの開催

育英友の会との共催等により、夏休み期間を利用して奨学生に教育研究交流活動を行う場を提供し、高等学校から大学院までの異なった学種・世代が相互に親交を深め、研修等を行うことを目的に実施している。

平成 14 事業年度は、夏季休業期間中に「奨学生の集い」を全国 7ヶ所（共催 4 地区、後援 3 地区）で開催し、284 人の参加者があつた

## ウ その他の補導事業

新規採用奨学生に対する「奨学生のしおり」、全奨学生に対する機関紙「IKUEI(育英)」、貸与終了時の奨学生に対する「返還のてびき」をそれぞれ配付するとともに、奨学生への情報や奨学金返還の手続き方法等を掲載したホームページを開設している。

なお、平成 14 事業年度に日本育英会相談室で扱った電話等による相談状況及びホームページ(トップページ)のアクセス件数については、下表のとおりである。

(単位：件)

区 分	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
アクセス件数	195,033	464,524	755,822
電話	18,539	13,498	11,942
電子メール	503	432	421
その他	416	613	751

## ③返還金の回収

### ア 回収及び貸与債権の状況

- (ア) 平成 14 事業年度における返還金の回収及び貸与債権の状況については、別表 4-1「1 回収及び貸与債権の状況」のとおりである。要返還債権のうち延滞債権の占める割合が平成 14 事業年度においては、人員で 12.8%、金額で 10.8%となっており、平成 13 事業年度と比較してそれぞれ 0.6 ポイント、0.7 ポイント増加するなど、全般的に憂慮すべき状況となっている。
- (イ) 平成 14 事業年度の回収状況は、平成 15 年 3 月末現在、返還を要する人員 147 万 4 千人のうち 20 万 1 千人(13.6%)は返還の履行を怠り、その結果、回収すべき金額 1,858 億円のうち 398 億円(21.4%)は未回収となっている。
- (ウ) 平成 14 事業年度の貸与債権の状況は、第一種奨学金及び第二種奨学金(きぼう 21 プラン奨学金)をあわせた貸与金残高 3 兆 257 億円で、このうち返還を要する債権額は 1 兆 7,340 億円となっている。そのうち 10.8%にあたる 1,865 億円が延滞債権となっており、一般的に金融機関で「リスク管理債権」と定義される 3 月以上の延滞債権額は 1,363 億円、6 月以上の延滞債権額に限っても 912 億円にのぼり、要返還債権額に対する延滞債権額の割合も 3 月以上が 7.9%、6 月以上が 5.3%に達している。

### イ 回収の方法

- (ア) 返還金は、口座振替(リレー口座)及び払込通知書による請求の方法により回収している。
- リレー口座は、回収業務の効率化と回収成績の向上を目的として平成 7 年に制度が導入された。平成 14 事業年度末現在の加入者数 92 万 5 千人、加入率は加入対象者 131 万 6 千人の 70.3%(新規卒業者は 93.7%)に達しており、返還金回収の中心的な役割を果たしている。
- 口座からの振替は、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によって行っているが、毎月約 5.7%程度の振替不能が発生している。
- 一方、払込通知書については、リレー口座未加入で無延滞の者(42 万 3 千人)を対象とし、本人が指定する期日(年 1 回、主として 6 月又は 12 月)に送付して返還金の回収を行っている。
- (イ) 延滞者(20 万 1 千人)については、本人宛に払込通知書及び督促状を延べ 74 万 3 千件、連帯保証人及び保証人に対しても払込通知書や延滞解消を促す文書を 11 万 9 千件送付するとともに、延滞の解消と約束どおりの返還を促すため、個別の返還指導を実施した。
- (ウ) 督促を重ねても返還に応じない延滞 1 年以上で特に必要と認められる者 326 人に対して支払督促申立予告を実施し、そのうち 120 人に対しては支払督促申立を、86 人に対しては

仮執行宣言付支払督促申立を、さらに7人に対しては強制執行の手続きを行った。

この結果、平成15年3月末現在、197人については請求金額の全額返還又は分割返還若しくは債権の差押等により延滞の解消が可能となった。

#### ウ 回収促進のための措置

- (ア) リレー口座への加入促進を図るため、リレー口座未加入者に対して「リレー口座加入申込書」を同封した加入督促通知の送付(8月、6万4,369件)と、加入督促架電(10月、2万6,964件)を実施した。
- (イ) リレー口座の口座振替が不能となった者に対する督促は、過去に延滞履歴のある者に対して振替不能1回目から6回目までを追跡する督促架電(9月から2月まで、延件数2万587件)と振替不能1・2・3回目の者に対する督促架電(2・3月、延件数5万2,500件)を夜間(5時～9時)及び休日を中心に実施した。
- (ウ) 払込用紙による返還者に対しても、短期滞納者を中心に督促架電を実施した。(9・12・2月、5万1,085件)
- (エ) 架電督促の実効性を高めるため、電話番号の有効・無効の判断を行うための調査を実施した。(9月、6万1,672件)
- (オ) また、学校長宛に滞納防止依頼文書を発送(高等学校及び専修学校高等課程を除く全ての学校)するとともに、住所不明者に対する住所調査(11万528件)、卒業を控えた奨学生に対し返還意識を涵養するための返還説明会(実施学校数 1,035校)などを実施した。

#### エ 返還の免除

奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は心身障害となった場合、あるいは奨学金の貸与終了後、定められた教育研究職へ就職し所定の期間在職した場合、願い出により日本育英会は貸与した奨学金の返還を免除することができる。

これらの理由により、平成14事業年度において返還を免除した額は、第一種奨学金113億9,782万円、第二種奨学金(きぼう21プラン奨学金)2億5,929万円、計116億5,711万円である。返還免除の状況は、別表5「奨学金返還免除額」のとおりである。

#### ④ 育英寄付金

奨学生であった者や一般の篤志家から日本育英会に寄付された金額は、平成14事業年度は4億1,037万円(平成13事業年度は1,814万円)であり、創立以来の寄付金累計額は11億2,140万円に達している。

この寄付金は、前述のとおり「チャレンジ21事業」を実施・運営するための財源として活用している。

また、平成14事業年度に寄付金額が大幅増となっているが、これは財団法人河本奨学会より、解散に伴う残余財産3億8,167万円を受入れたためである。

なお、日本育英会への寄付金は、個人・法人とも税制上の優遇措置が認められている。

(2) 借入金の状況（別表6「1 借入金」）

① 一般会計からの借入金

無利子貸与事業については、国の一般会計からの借入金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。

平成14事業年度は、一般会計から950億9,363万円の借入を行った。この結果、平成14事業年度末の借入金残高は1兆9,655億2,794万円（借入総額2兆3,776億2,519万円、償還免除額4,120億9,725万円）となり、対前年度比807億2,402万円の増となった。

② 財政融資資金からの借入金

有利子貸与事業については、財政融資資金からの借入金、財投機関債（「日本育英会債券」）発行により調達した資金及び奨学生からの返還金を事業資金の原資としている。平成14事業年度は、財政融資資金から2,278億円の借入を行った。

この結果、平成14事業年度末の借入金残高は1兆535億9,400万円（借入総額1兆2,819億1,800万円、償還額2,283億2,400万円）となり、対前年度比1,912億9,400万円の増となった。

③ 日本育英会債券による資金調達

平成14事業年度においては、平成14年10月28日に360億円、平成15年2月3日に200億円、計560億円の日本育英会債券を発行し、調達した資金はそれぞれ11・12月分と2月分の奨学金交付の原資として充当した。

④ 民間からの借入金

新しい情報総合管理システム（イクシス）を構築するため、平成11事業年度から平成13事業年度までの3カ年民間資金の借入れを行った。平成14事業年度末の借入金残高は10億8,838万円（借入総額13億4,375万円、償還額2億5,537万円）で、平成13事業年度末の借入金残高に比し1億3,437万円の減となった。

(3) 国庫補助金等の状況（別表6「2 国庫補助金等」）

① 国庫補助金

日本育英会の業務運営に要する経費に充てるため、平成14事業年度は、国の一般会計から89億3,794万円の日本育英会補助金の交付を受けた。これは、平成13事業年度の交付額に比し6,509万円の減（△0.7%）となっている。

② 利子補給金

財政融資資金の借入及び日本育英会債券に係る利子支払いのため、平成14事業年度は、国の一般会計から102億8,356万円の育英資金利子補給金の交付を受けた。これは平成13事業年度の交付額に比し9億1,001万円の減（△8.1%）となっている。

#### (4) 日本育英会が対処すべき課題

日本育英会は、平成13年12月の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、廃止のうえ学生支援業務を総合的に実施する新たな独立行政法人へ業務を移管することとされた。

平成14年12月には、文部科学省に設置された検討会議が、新たな学生支援機関の在り方についての報告を取りまとめた。

これらを踏まえ、「独立行政法人日本学生支援機構法案」が平成15年3月に閣議決定され、平成16年4月には新たな学生支援機構が独立行政法人として設立される見通しである。

日本育英会が担ってきた国の育英奨学事業は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）に引き継がれることとなるが、支援機構においては、意欲と能力のある学生が経済的に自立し、自らの意思と責任により高等教育機関において学ぶことができるよう、引続き事業の充実を図るとともに、運営上の合理的、効率的・効果的实施を図る必要がある。

このような情勢を踏まえ、日本育英会においては関係機関及び留学生関係4法人と連携しつつ支援機構設立に向けて所要の作業を推進しているが、平成15事業年度において日本育英会が特に重点的に対処すべき課題は次のとおりである。

#### ① 機関保証制度の導入と新たな債権管理・回収システムの構築

日本育英会における最大かつ喫緊の課題は、返還金回収において累積する延滞債権の解消と新たな延滞発生の防止を図ることである。

平成11事業年度における奨学金の量的拡大に伴う返還金の回収が平成15事業年度以降本格化し、回収に係る業務量の拡大とそれに比例した延滞債権の増大が予想されていることから、延滞問題の解決に向けて現行の債権管理・回収システムを抜本的に改革・改善する必要がある。

第一に機関保証制度の導入が必要である。

現在日本育英会は、返還金回収・保全システムとして連帯保証人及び保証人という人的保証制度を、回収不能債権については回収不能債権補填金による債権償却制度を有しているが、いずれも延滞債権処理を抜本的に進めるための手段としては不十分であり、また学生の自立支援という観点からの事業展開が社会的な要請となっていること等を踏まえれば、収支相償を前提とした代位弁済保証機関の設立など機関保証制度の導入を早急に実現しなければならない。

第二に、電話による督促や住所調査業務の外部委託など費用対効果に留意しながら返還金回収業務の一層の合理化・効率化を推進し、延滞問題の解決を図り得る体制を早急に整備・構築することが必要である。

これらについては、平成16事業年度以降における支援機構の事業及び組織の在り方等も視野に入れながら適切に対応していく必要がある。

#### ② 奨学金事業の充実

##### ア 大学院奨学金の充実

近年、わが国の大学院においては、若手研究者や高度専門職業人育成という社会的要請の高まりを反映し、専門職大学院の設置や社会人学生の積極的な受入れ等、制度の多様化が図られようとしている。

そのため法科大学院その他の高度専門職業人の養成のため、国及び各大学において平成16年度以降の制度具体化に向け、所要の作業が進められている。

また、支援機構法案においては、現在日本育英会が実施している大学院奨学生に対する返還免除制度に代えて、新たに成績優秀者に対する卒業時の返還免除制度創設が明記されている。

このような状況に対し、日本育英会は文部科学省等関係機関と連携しながら、大学院生に対する奨学金制度の一層の改善・充実を図る必要がある。

##### イ 無利子貸与奨学金及び「きぼう21プラン奨学金」の充実

平成14年6月の経済財政諮問会議報告の閣議決定や同12月の文部科学省検討会議の報告等において、意欲・能力がある学生が自立して学ぶことを支援するため、奨学金制度を充実す

ることが謳われている。平成 15 年 3 月 20 日の中教審答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」においても同様である。

また、検討会議の報告においては、国際社会に貢献する人材育成の観点から日本人学生の海外留学を促進するための奨学金制度の在り方についての検討について提言している。

さらに、昨今の社会・経済状況等の低迷を反映して、奨学金を希望する者が年々増加している反面、民間団体等が実施する奨学事業は財務状況の悪化から規模を縮小する中で、日本育英会の奨学金に対する国民の期待は非常に大きなものとなっている。

このような状況を踏まえ、希望に対応し得るだけの貸与人員の確保や貸与月額を増額を図るとともに、貸与基準の見直し、申込み手続きの簡素化、貸与額設定の多様化、学生のニーズを踏まえた新たな制度の創設等、制度全般にわたる改善・充実を一層促進する必要がある。

ウ 一方、これらの制度的な充実を図るためには、事業資金の確保が前提となる。そのため、前記①の施策等の実施により返還金を確実に回収して資金の確保を図るとともに、財投機関債を発行し、金融市場から直接自己調達することも重要な意義を有する。

平成 15 事業年度においては 560 億円の債券発行が予定されており、必要な時期に、必要な額を、可能な限り低利で調達するためのシステムを構築する必要がある。

そのため、日本育英会がより市場の信任を得ることができるよう前記①の施策等の実施、金融市場の状況に的確に対応し得る専門職員養成・確保など、債券発行に係る各種条件について総合的な整備を早急に進める必要がある。

### ③ 高校奨学金の都道府県移管と大学予約採用の運用

現在日本育英会が実施している高校奨学金については、平成 7 年 2 月及び平成 13 年 12 月の閣議決定の趣旨に即し、平成 17 事業年度以降の入学者に係る採用から各都道府県に事業移管されることとなっている。このため、移管に係る作業については、文部科学省や各都道府県と連携しながら円滑に実施していく必要がある。

また、各都道府県に設置している日本育英会支部は平成 15 年度末を以って廃止となるため、従来支部が実施してきた大学予約採用等の業務は、支援機構が直接高等学校などを対象に実施することとなる。インターネットを介する奨学金申込み(「スカラネット」)など、イクシスの利用を基本とした支援機構の運営方針を各高等学校に周知徹底し、移管に伴う混乱等が生じないように対応していくことが必要である。

### ④ イクシスの完全運用

イクシスは、学校、奨学生、返還者等に対するサービス向上、業務処理の効率化や増大する事務事業の適切かつ円滑な処理の実現などを目的として開発され、平成 14 事業年度からその運用を開始した。

しかし、運用開始後払込通知書及び返還誓約書のプリントミスの不手際等により学校・奨学生等に多大の迷惑をかけ、システムに対する信頼を損なう事態が発生した。

日本育英会では直ちに原因の究明と再発防止のための対策を講じ、併せて関係者の責任の所在を明らかにし厳正な処分を行ったところである。

イクシスは、支援機構の業務運営においても基幹をなすシステムとして想定されており、今後予約採用等を含めた採用関係業務はその利用を前提として構想されている。

平成 15 事業年度においては、スカラネットへの参加など学校等に対し強く協力要請するとともに、何よりもまずイクシスの完全運用を果たすことが肝要である。

⑤ 個人情報の保護と情報公開

日本育英会が保有する情報の公開については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、平成14年10月より情報公開室を設置して適切に対応しているところである。

国会においては個人情報保護に係る法案が審議されており、同法が施行されることとなった場合、個人認証チェックなど日本育英会が保有する膨大な量の個人情報の保護と開示請求への対応を含めた情報開示の在り方について検討することが求められている。

また、各種関連規程等についての見直しを行うとともに、国民に対する説明責務を十分に果たしつつ個人情報の保護を図るため、研修の実施等職員の理解を深める措置についても組織を挙げて取り組むこととしている。

学 種 別 奨 学 金 貸 与 状 況

別表 1

区 分	平成 12 事 業 年 度			平成 13 事 業 年 度			平成 14 事 業 年 度		
	貸与人員	貸与人員	貸与金額	貸与人員	貸与人員	貸与金額	貸与人員	貸与人員	貸与金額
	人	人	百万円	人	人	百万円	人	人	百万円
第一種奨学金	402,710	139,502	223,594	400,428	127,692	227,320	384,527	121,178	221,509
高等学校	105,381	42,731	26,258	106,695	39,267	27,448	105,953	40,756	28,074
大 学	230,045	66,848	131,651	222,829	55,748	130,152	206,998	50,109	123,295
大 学 院	51,213	23,198	58,516	53,072	25,042	60,991	52,448	22,451	60,383
高等専門学校	6,436	1,848	2,304	6,303	1,453	2,317	6,247	1,579	2,346
専 修 学 校	9,635	4,877	4,866	11,529	6,182	6,411	12,881	6,283	7,410
第二種奨学金	292,807	136,650	206,785	351,852	140,581	252,383	407,893	156,587	301,003
大 学	231,224	100,474	157,343	279,889	105,091	194,432	328,889	117,269	236,229
大 学 院	21,281	12,335	19,727	22,010	10,931	20,383	21,914	11,720	20,563
高等専門学校		( - )	( - )	129	129	86	185	110	124
専 修 学 校	40,302	23,841	29,716	49,824	24,430	37,482	56,905	27,488	44,087
合 計	695,517	276,152	430,379	752,280	268,273	479,703	792,420	277,765	522,512

(注) 1 ( )内は、緊急採用(第一種奨学金)及び応急採用(第二種奨学金)による貸与人員及び貸与金額の内数である。  
 2 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

## 奨学金の貸与月額

別表2

### 第一種奨学金

	平成12事業年度		平成13事業年度		平成14事業年度	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
高等学校	円	円	円	円		
国公立	17,000	22,000	18,000	23,000	} 平成13事業年度と同額	
私立	29,000	34,000	30,000	35,000		
大学						
国公立	41,000	47,000	42,000	48,000		
私立大	50,000	60,000	51,000	61,000		
私立短大	49,000	56,000	50,000	57,000		
通信教育	(一面接期間) 84,000		(一面接期間) 85,000			
大学院						
修士課程	84,000		85,000			
博士課程	117,000		119,000			
高等専門学校						
国公立	20,000	21,500	21,000	22,500		
私立	31,000	34,000	32,000	35,000		
専修学校						
高等課程						
国公立	17,000	22,000	18,000	23,000		
私立	29,000	34,000	30,000	35,000		
専門課程						
国公立	41,000	47,000	42,000	48,000		
私立	49,000	56,000	50,000	57,000		

### 第二種奨学金

	平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度
	自宅・自宅外共		自宅・自宅外共
大学	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択		} 平成13事業年度と同額
大学院 修士課程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択		
大学院 博士課程	5万円、8万円、10万円、13万円の中から選択		
高等専門学校 (4・5年生)	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択		
専修学校 専門課程	3万円、5万円、8万円、10万円の中から選択		
		平成12事業年度と同額	

なお、第二種奨学金の私立大学医・歯学系及び薬・獣医学系については、奨学生の希望により上記の最高月額(10万円)に、次の増額分を加えた貸与月額を受けることができる。

	平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度
医・歯学系	40,000円	平成12事業年度と同額	平成13事業年度と同額
薬・獣医学系	20,000円		

奨 学 生 の 補 導 状 況

別表3

(単位:人)

区 分	平成 12 事業 年 度							平成 13 事業 年 度							平成 14 事業 年 度						
	審査対象 数 (A)	処 置 数						審査対象 数 (A)	処 置 数						審査対象 数 (A)	処 置 数					
		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)		廃止	停止	警告	激励	計(B)	B/A (%)
第一種奨学生	379,535	1,038	3,422	3,032	12,416	19,908	5.2%	382,903	922	3,472	2,217	10,591	17,202	4.5%	377,216	840	3,445	1,811	7,558	13,654	3.6%
高等学校	96,796	59	252		3,682	3,993	4.1%	103,368	89	281		3,529	3,899	3.8%	101,672	72	290		2,141	2,503	2.5%
大 学	217,017	952	3,032	2,832	7,963	14,779	6.8%	213,406	806	3,047	2,001	6,226	12,080	5.7%	205,993	739	2,970	1,583	4,856	10,148	4.9%
大 学 院	51,121	6	12	28	93	139	0.3%	49,207	7	14	37	83	141	0.3%	50,846	3	34	20	56	113	0.2%
高等専門学校	6,384	7	89	147	498	741	11.6%	6,273	5	89	132	392	618	9.9%	6,245	10	99	145	382	636	10.2%
専修学校	8,217	14	37	25	180	256	3.1%	10,649	15	41	47	361	464	4.4%	12,460	16	52	63	123	254	2.0%
第二種奨学生	274,297	824	2,711	3,851	9,104	16,490	6.0%	308,314	1,048	3,953	3,624	9,473	18,098	5.9%	382,103	1,226	5,068	4,859	9,428	20,581	5.4%
大 学	214,516	745	2,538	3,397	7,809	14,489	6.8%	246,807	961	3,655	3,217	7,789	15,622	6.3%	311,273	1,128	4,657	4,409	8,704	18,898	6.1%
大 学 院	20,850	2	5	35	69	111	0.5%	19,813	1	6	17	56	80	0.4%	19,788	3	22	9	37	71	0.4%
高等専門学校								85	0	0	0	5	5	5.9%	159	0	0	4	23	27	17.0%
専修学校	38,931	77	168	419	1,226	1,890	4.9%	41,609	86	292	390	1,623	2,391	5.7%	50,883	95	389	437	664	1,585	3.1%
合 計	653,832	1,862	6,133	6,883	21,520	36,398	5.6%	691,217	1,970	7,425	5,841	20,064	35,300	5.1%	759,319	2,066	8,513	6,670	16,986	34,235	4.5%

(注)1. 「停止」には、停止期間延長者を含む。

2. 「警告」は、高等学校・専修学校(高等課程)については行っていない。

返還金の回収状況等

別表 4-1

1 回収及び貸与債権の状況

(1) 回収の状況

区 分	平成 12 事業 年度						平成 13 事業 年度						平成 14 事業 年度					
	無利子貸与		有利子貸与		計		無利子貸与		有利子貸与		計		無利子貸与		有利子貸与		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
要 回 収 (期日到来分のみ)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	1,037	1,275	262	296	1,299	1,571	1,060	1,358	314	345	1,374	1,703	1,090	1,440	384	418	1,474	1,858
うち回収	(86.0)	(77.5)	(90.3)	(87.0)	(86.9)	(79.3)	(86.0)	(77.2)	(90.0)	(86.5)	(86.9)	(79.1)	(85.4)	(76.5)	(89.1)	(85.9)	(86.4)	(78.6)
	892	989	236	258	1,128	1,246	912	1,049	283	298	1,195	1,347	931	1,101	342	359	1,273	1,460
うち未回収	(14.0)	(22.5)	(9.7)	(13.0)	(13.1)	(20.7)	(14.0)	(22.8)	(10.0)	(13.5)	(13.1)	(20.9)	(14.6)	(23.5)	(10.9)	(14.1)	(13.6)	(21.4)
	145	286	26	39	171	325	148	309	31	47	179	356	159	339	42	59	201	398
繰上返還額		220		158		378		245		211		456		263		260		523

(注)1. 上段( )内は、「要回収」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員は、実人員である。

3. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

(2) 貸与債権の状況

区 分	平成 12 事業 年度						平成 13 事業 年度						平成 14 事業 年度					
	無利子貸与		有利子貸与		計		無利子貸与		有利子貸与		計		無利子貸与		有利子貸与		計	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
貸与残高 (人員は、延人員)	1,735	17,705	572	6,582	2,307	24,287	1,757	18,539	687	8,594	2,444	27,133	1,768	19,275	798	10,982	2,566	30,257
返還を要する債権 (期日未到来分を含む) (人員は、実人員)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	1,115	10,889	279	3,196	1,395	14,085	1,134	11,479	334	4,008	1,467	15,486	1,165	12,134	406	5,206	1,571	17,340
延滞債権 (人員は、実人員)	(13.0)	(10.3)	(9.1)	(9.4)	(12.2)	(10.1)	(13.1)	(10.2)	(9.4)	(9.7)	(12.2)	(10.1)	(13.6)	(10.8)	(10.3)	(10.6)	(12.8)	(10.8)
	145	1,122	25	302	171	1,424	148	1,173	31	389	179	1,562	159	1,311	42	554	201	1,865
うち3か月以上の延滞債権	(11.2)	(8.2)	(6.5)	(6.4)	(10.2)	(7.8)	(11.0)	(8.0)	(6.4)	(6.3)	(10.0)	(7.5)	(11.2)	(8.3)	(6.9)	(6.8)	(10.1)	(7.9)
	125	892	18	205	143	1,097	125	914	21	251	146	1,165	131	1,007	28	356	159	1,363
うち6か月以上の延滞債権	(8.3)	(5.6)	(3.4)	(3.4)	(7.3)	(5.1)	(8.3)	(5.7)	(3.5)	(3.4)	(7.2)	(5.1)	(8.6)	(5.9)	(3.9)	(3.9)	(7.4)	(5.3)
	92	612	9	109	102	721	94	649	12	138	106	787	100	710	16	202	116	912

(注)1. 「延滞債権」とは、翌事業年度4月1日現在で1日以上滞納の状況にある者の総数及び全残存債権の総額であり、上段( )内は「返還を要する債権」に対する割合(単位:%)である。

2. 人員・金額ともにそれぞれ四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

## 別表 4-2

## 2 リレー口座加入状況

区 分		平成13年3月末現在	平成14年3月末現在	平成15年3月末現在
返 還 者 体	加入対象者数 (A)	1,070 千人	1,228 千人	1,316 千人
	加入者数 (B)	668 千人	792 千人	925 千人
	加入率 (B/A)	62.4 %	64.5 %	70.3 %
新 規 加入 卒業 生 ( 全 員 加入 対象 者 )	卒業生数	155 千人 (平成12年3月卒業)	185 千人 (平成13年3月卒業)	207 千人 (平成14年3月卒業)
	加入対象者数 (A)	99 千人	122 千人	141 千人
	加入者数 (B)	91 千人	114 千人	132 千人
	加入率 (B/A)	92.5 %	93.2 %	93.7 %

(注) 加入対象者数には、猶予中等の者を除く。

## 3 学種別延滞率(人員)

区 分		平成13年3月末現在	平成14年3月末現在	平成15年3月末現在
		%	%	%
無	利子貸与	13.8	13.8	14.4
	高等学校	22.8	23.0	24.2
	大学	10.6	10.4	10.9
	大学院	6.8	6.5	6.7
	高等専門学校	11.7	11.6	11.9
	専修学校	16.8	16.3	16.7
有	利子貸与	9.7	10.0	10.9
	大学	9.6	9.8	10.7
	大学院	7.0	6.6	7.1
	専修学校	14.6	14.3	15.0
計		13.1	13.0	13.5

(注) 延滞率 =  $\frac{\text{延滞者数}}{\text{延滞者数} + \text{無延滞者数}} \times 100(\%)$  で延人員に  
対するものである。

奨 学 金 返 還 免 除 額 別 表 5

区 分	平 成 12 事 業 年 度				平 成 13 事 業 年 度				平 成 14 事 業 年 度			
	死 亡・心 身 障 害 に よ る 免 除	特 別 免 除	特 貸 免 除	計	死 亡・心 身 障 害 に よ る 免 除	特 別 免 除	特 貸 免 除	計	死 亡・心 身 障 害 に よ る 免 除	特 別 免 除	特 貸 免 除	計
無 利 子 貸 与	747	5,972	25,478	32,197	782	5,024	20,306	26,112	711	4,435	12,397	17,543
	752	9,215	6,290	16,258	754	7,925	5,691	14,370	714	7,334	3,350	11,398
高 等 学 校	185	-	10,782	10,967	209	-	6,925	7,134	197	-	4,377	4,574
	58	-	524	582	76	-	368	444	73	-	225	298
大 学	405	3,161	14,485	18,051	379	2,580	13,192	16,151	358	2,012	7,898	10,268
	437	3,404	5,730	9,572	373	2,862	5,291	8,526	387	2,239	3,103	5,729
大 学 院	135	2,803	-	2,938	166	2,438	-	2,604	140	2,416	-	2,556
	238	5,808	-	6,046	289	5,061	-	5,350	245	5,092	-	5,336
高 等 専 門	11	8	211	230	6	6	189	201	8	7	122	137
	10	3	36	49	4	2	32	38	4	3	22	30
専 修 学 校	11	-	-	11	22	-	-	22	8	-	-	8
	9	-	-	9	12	-	-	12	6	-	-	6
旧 制 学 校	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0
	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0
有 利 子 貸 与	159	-	-	159	178	-	-	178	206	-	-	206
	182	-	-	182	226	-	-	226	259	-	-	259
大 学	139	-	-	139	153	-	-	153	173	-	-	173
	164	-	-	164	198	-	-	198	220	-	-	220
大 学 院	13	-	-	13	15	-	-	15	16	-	-	16
	15	-	-	15	17	-	-	17	20	-	-	20
専 修 学 校	7	-	-	7	10	-	-	10	17	-	-	17
	4	-	-	4	11	-	-	11	20	-	-	20
合 計	906	5,972	25,478	32,356	960	5,024	20,306	26,290	917	4,435	12,397	17,749
	934	9,215	6,290	16,440	980	7,925	5,691	14,595	973	7,334	3,350	11,657

(注) 1 上段は件数(単位:件)、下段は金額(単位:百万円)。  
 2 金額は四捨五入しているため、計欄の計数は、内訳を集計した計数と必ずしも一致しない。

## 借入金及び国庫補助金等の状況 (実績)

別表 6

## 1 借入金

## (1) 政府借入金及び償還免除額(無利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成12事業年度	平成13事業年度	平成 14 事業年度	
			対前事業年度比較増減	
政府借入金	108,329	104,637	95,094	9,543
償還免除額	17,699	16,258	14,370	1,888
借入残高	1,796,424	1,884,804	1,965,528	80,724

## (2) 財政融資資金借入金及び償還額(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成12事業年度	平成13事業年度	平成 14 事業年度	
			対前事業年度比較増減	
財政融資資金借入金	188,700	230,900	227,800	3,100
償還額	26,494	29,836	36,506	6,670
借入残高	661,236	862,300	1,053,594	191,294

## (3) 日本育英会債券及び償還金(有利子貸与) (単位:百万円)

区 分	平成12事業年度	平成13事業年度	平成 14 事業年度	
			対前事業年度比較増減	
日本育英会債券	-	10,000	56,000	46,000
償還額	-	-	-	-
借入残高	-	10,000	66,000	56,000

## (4) 民間からの借入金及び償還額 (単位:百万円)

区 分	平成12事業年度	平成13事業年度	平成 14 事業年度	
			対前事業年度比較増減	
借入金	646	512	0	512
償還額	30	88	134	46
借入残高	799	1,223	1,088	135

## 2 国庫補助金等

## (1) 国庫補助金 (単位:百万円)

区 分	平成12事業年度	平成13事業年度	平成 14 事業年度	
			対前事業年度比較増減	
国庫補助金	8,202	9,003	8,938	65

## (2) 利子補給金 (単位:百万円)

区 分	平成12事業年度	平成13事業年度	平成 14 事業年度	
			対前事業年度比較増減	
利子補給金	9,902	11,194	10,284	910

(参考) 事業資金内訳等の推移 (実績)

区 分		平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度
事業費	第一種学資金	百万円 (5.1%) 223,594	百万円 (1.7%) 227,320	百万円 ( 2.6%) 221,509
	第二種学資金	(48.9%) 206,785	(22.1%) 252,383	(19.3%) 301,003
財源等	一般会計借入金	(9.9%) 108,329	( 3.4%) 104,637	( 9.1%) 95,094
	財政融資資金借入金	(49.5%) 188,700	(22.4%) 230,900	( 1.3%) 227,800
	日本育英会債券	-	(皆増) 10,000	(460.0%) 56,000
	貸付回収金	(7.8%) 162,408	(11.0%) 180,324	(10.0%) 198,357
利子補給金	(6.5%) 9,902	(13.0%) 11,194	( 8.1%) 10,284	
国庫補助金	( 13.6%) 8,202	(9.8%) 9,003	( 0.7%) 8,938	
当期損失金	0	2,230	291	
総資産	(11.5%) 2,468,216	(12.2%) 2,768,382	(11.9%) 3,096,775	

(注). 上段( )内は、各々対前年度比較増 減率である。